

統計調査への行政記録情報等の活用をめぐる政府全体の動向

公的統計の整備に関する基本的な計画（現行）

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下、「基本計画」という。）において、「統計調査に行政記録情報等を活用することは、近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効である。」とされている。また、具体的な措置、方策等として、「調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について、事前に調査・検討する。」こととされている。

平成 26 年度からの基本計画（諮問^{*}）

平成 26 年度からの基本計画の諮問においては、「統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなるなど、統計調査を取り巻く環境が更に厳しさを増している中、行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成のみならず、正確な統計作成という観点からも、一層重要となっている。なお、行政記録情報等の活用に当たっては、当該情報の電子化の状況や電子化に要する費用と、軽減される報告者の負担等を総合的に勘案することも必要である。（中略）

このため、各府省は、引き続き統計調査実施の企画に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。」（抜粋）とされた。

今後、統計委員会で議論され、総務省に答申された後、当該答申に基づき総務省にて平成26年度からの基本計画が策定される。

^{*}平成25年10月30日 総政企第201号

諮問第 58 号 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について(諮問)